

## J Aバンク茨城優遇プログラム規定

### 1 内容

「J Aバンク茨城優遇プログラム」（以下「当サービス」といいます。）は、茨城県信用農業協同組合連合会（以下「当会」といいます。）所定の基準によりお客様の取引内容を得点に換算し、合計得点に応じて3段階（以下「ステージ」といいます。）を設定し、ステージに応じて金利・手数料・各種サービス等の優遇を提供するサービスです。

### 2 対象

対象は当会とお取引のある個人の方に限ります（非居住者の方、法人、任意団体は対象外とします）。

### 3 開始時期

当サービスは、当会所定の日からサービスの提供を開始します。ただし、優遇の種類によっては、当会所定の登録手続を行った日より提供開始となる場合があります。

### 4 得点・ステージ

- (1) サービス提供開始日の前月末日時点における当会所定の取引に応じてお客様の得点を決定し、得点合計に応じて当月25日から翌月24日までステージを適用します。
- (2) お客様に適用するステージは、毎月25日に更新します。
- (3) 得点対象となる取引項目、内容、各得点については次の通りとします。ただし、同一取引項目内で複数の取引を行っている場合は二重に集計されません。

得点対象取引	取引内容	得点
給与振込	一定期間内に給与振込として発信された振込を受け取られており、月額取引金額が5万円以上であること。	30
年金自動受取	一定期間内に公的年金（農林年金・農業者年金・国民年金等）として発信された振込を受け取られていること。	30
販売代金自動受取	販売代金（米・農産物代金等）として発信された5万円以上の振込を受け取られていること。	30
公共料金自動支払	一定期間内に電気・電話・ガス、水道、NHK料金を口座振替にて自動支払されていること（1項目毎に5点ずつ付与します）。	5～25 (上限25)
J Aカード利用	一定期間内にJ Aカードの利用代金または年会費が当会の口座から自動支払されていること。	30
J Aネットバンク（個人I B）	判定基準月にJ Aネットバンク（個人I B）をご契約いただいていること。	10
通帳レス口座（1口座以上）	月末時点で通帳レス対象口座のうち、当座性貯金口座を含んで1口座以上が通帳レスとなっていること。	10
貯金残高	当会所定の貯金（当座・普通・総合・貯蓄・定期性貯金、ただし、決済用貯金を含まず）を月末時点で合計残高10万円以上お持ちであること（10万円毎に1点ずつ付与します）。	1～50 (上限50)
ローン残高 500万円以上	当会所定のローン（住宅、カード等）を月末時点で合計500万円以上利用されていること。	40
ローン残高 500万円未満	当会所定のローン（住宅、カード等）を月末時点で合計500万円未満利用されていること。	30

(4) 金利・手数料・各種サービス等の優遇は、原則サービス提供時点のステージに応じて提供します。

(5) 各取引の得点、各ステージに必要な得点数は次の通りとします。

	ステージ1	ステージ2	ステージ3
必要な得点	0点以上	50点以上	80点以上

## 5 優遇

(1) 氏名、住所等に変更があったにもかかわらず、当会所定の変更手続きを行われていない場合は、特典が受けられないことがあります。

(2) お客様の都合により当会からの連絡を不要とされている場合は、特典が受けられないことがあります。

(3) 優遇内容、優遇期間については次の通りとします。ただし、その他の優遇内容の詳細については店頭等でお知らせします。

優遇項目	優遇内容	ステージ		
		1	2	3
J A ネット バンク振込 手数料無料	当月25日から翌月24日のステージ適用期間に、J A ネットバンクによる振込を行った場合、ステージ別の優遇回数まで振込手数料が無料となります。(注1・2)	1回 まで	2回 まで	3回 まで
提携A T M 入出金手 数料無料	当月25日から翌月24日のステージ適用期間に、提携A T M (注3)において有料となる入出金取引を行った場合、ステージ別の優遇回数まで手数料が無料となります。(注1)	—	1回 まで	3回 まで

(注) 1 A T M入出金手数料無料・J A ネットバンク振込手数料無料の対象口座は「当座一般、普通(一般・総合)」となります。

2 J A ネットバンク振込手数料無料について、振込手数料先方負担の場合は優遇対象外となります。

3 対象となるA T Mはセブン銀行、ローソン銀行、イーネット、ゆうちょ銀行となります。

## 6 変更・終了

(1) 当会の事情により事前に通知することなく、当サービスの内容(得点の対象となる取引、得点、ステージ、優遇内容、規定等)を変更、または当サービスを終了することがあります。

(2) 次に定める場合には、事前に通知することなく一部または全ての優遇が受けられないことがあります。

ア お客様が当会所定の規定・規約等を履行されない場合

イ お客様の都合により当会からの連絡を不要とされている場合

ウ すでに利用されているローンが延滞されている場合

エ 契約者本人が亡くなった場合

オ 得点対象取引の有無、残高等が、当会の責によらず確認できなかった場合

カ 金融情勢の変化、その他予見しがたい事情が発生した場合

キ その他当会が、一部または全ての優遇措置を行わない合理的な理由があると判断した場合

## 7 免責事項

災害・事変等当会の責めに帰すことが出来ない理由、または裁判所等公的機関の措置や法改正等やむを得ない理由により、得点や優遇の取扱いが遅延したり不能となった場合、それにより生じた損害について当会は一切の責任を負いません。

2023年2月1日現在